

# 教員養成制度及び教員免許制度に関する検討について（中間報告）

2010年3月31日

日本教育大学協会教育政策特別委員会

教員養成制度部会 ◎⇒部会長

◎松田 正久（愛知教育大学）

片山 晴夫（北海道教育大学旭川校）

松田 直（群馬大学教育学部）

岩田 康之（東京学芸大学）

大杉 昭英（岐阜大学教育学部）

加賀 勝（岡山大学教育学部）

橋本 健夫（長崎大学教育学部）

教員免許制度部会 ◎⇒部会長

◎本間 謙二（北海道教育大学）

吉村 仁作（福島大学人間発達文化学類）

田中 喜美（東京学芸大学）

奥住 秀之（東京学芸大学）

高橋 渉（信州大学教育学部）

船越 勝（和歌山大学教育学部）

梅津 正美（鳴門教育大学）

## 目次

1. はじめに
2. 国の今後の教育政策の動向
3. 教員養成制度部会報告
  - A) 養成・採用・研修を三位一体の改革として、長期的展望を持って行うことが必要
  - B) 「大学における教員養成」の堅持
  - C) 教員の養成は、国立の教員養成大学・学部を基軸に教員養成制度を構築
  - D) 教員養成6年制について
4. 教員免許制度部会報告
  - A) 教員免許の種類と基礎要件
  - B) 学校種と教員免許
  - C) 教員免許の授与権者
  - D) その他必要な改革

## 附属資料

1. 教員養成制度部会のまとめのための論点整理
2. 教員免許制度部会のまとめのための論点整理

## 参考資料（1～7）

## 1. はじめに

2009年10月15日の常務理事会において、教育政策の動向に鑑みて、会長の諮問に応じ、教大協としての意見の集約および政策等に関わる提言の検討を行うことを目的として、特別委員会を設置し、そこに「教員養成制度部会」「教員免許制度部会」の二つを置き、それぞれ常務理事をもって部会長に充てること、委員の人選などは会長に一任することなどが確認された。この決定を受け、11月16日開催の企画委員会において、教員養成制度部会長を愛知教育大学長、教員免許制度部会長を北海道教育大学長とすること、二つの部会の委員には、企画委員会委員全員を充てること、連絡委員会（会長、部会長2人、企画委員会委員長、事務局長で構成）を置くことなどが決定された（[参考資料1](#)）。

会長の各部会における諮問事項は、以下のとおりである。

- 1) 政府の政策に関わる論点の整理
- 2) 制度政策の在りよう現行制度からの移行に関する検討
- 3) 本協会会員大学を中心とした教員養成教育に関わる論点の整理

特別委員会の検討経過は下記のとおりである。

### ○教育政策特別委員会（合同部会）

2009年12月7日、2010年2月12日、3月9日

### ○教員養成制度部会

2009年12月15日、2010年1月15日

### ○教員免許制度部会

2009年12月15日、2010年1月15日、2月11日

### ○連絡委員会

2010年2月11日、3月24日

## 2. 国の今後の教育政策の動向

民主党の教員養成政策全体に関しては、[参考資料2](#)、[参考資料3](#)、[参考資料4](#)及び[参考資料5](#)を参照されたい。政策の具体化に向けた動向をまとめる。

- 「鈴木副大臣は、今後の教育改革について、第1段階を『格差是正』（10年度から）、第2段階を『教員の数と質の改善』（11年度から）、第3段階を『教育のガバナンス（統治）問題』（12年度から）という、3段階に分けて進めていく構想を示している。」（斎藤剛史「政権交代に揺れる教育行政」（『内外教育』2009年12月15日）。
- 教員免許法改正案（更新制廃止、教員養成の6年制化、専門免許状の導入）を2011年1月の通常国会に提出する見通し。更新制廃止は早くも2011年4月。
- 地教法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正（教育委員会制度の見直しと「教育監査委員会」「学校理事会」の創設）は第3段階として2012年以降。

## 3. 教員養成制度部会報告

本部会では、新政権の教育政策、とりわけ教員養成政策を分析し、①現状把握と今後の改革の展望、②その中での教大協の果たすべき役割、③教員養成制度は如何にあるべきか の観点から様々な議論を行っている。こうした議論の確認点を踏まえ、中間的まとめを以下に行う。

#### A) 養成・採用・研修を三位一体の改革として、長期的展望を持って行うことが必要

- 教員養成 (teacher training) という観点にかわって、養成・採用・研修の連続性を意識した教師教育 (teacher education) という観点を踏まえ、養成過程を含む、教員の各ライフ・ステージを通じた、力量形成を重視した制度設計を行うこと。
- 教員養成の高度化を図ることの重要性で認識は一致しているが、その場合、これまでの教員養成制度を十分検証し、その成果と補完しなければいけない点 (高度化) を明確にしたうえで制度設計を行うべきとの意見も強い。教員の採用において、現状の教員免許状取得者数 11.5 万人、教員試験受験者総数約 16 万人 (過年度卒も含む) が、高度専門職業人養成のために必要な数かどうか、採用制度の検討もしなければならない。また、教員の専門職化を進める上でも、すでに教員の職に就いている者については、新しい制度設計の中で、上位の免許状が取得できる大学院での長期研修を義務化するなど、教員の研修制度設計も、「教員養成 6 年制」の中で、明確に位置付けることが求められる。
- 教育職員の専門性をより高めるために求められる養成・採用・研修と労働条件に関する国際基準としては、ILO/ユネスコ 教員の地位に関する勧告 (1966 年) などが存在する。そうした国際基準に照らした教員の役割とその地位を確立させる課題の一つとして、教員養成のあり方が検討される必要がある。

#### B) 「大学における教員養成」の堅持

- 「研究と教育の自由が確保された中で教員養成」の在り方は維持発展させなければならない。現状 (2008 年度) は、課程認定 582 大学 (国立 77, 公立 46, 私立 459) で、全大学の 8 割を占め、小 170 (国立 50), 中 442 (国立 70), 高 556 (国立 77) となっており、学士課程における質保証の観点から、教員という高度専門職業人の養成にふさわしいものになっているかどうか、改めて課程認定の審査基準を漸進的にあげていくことも、「大学における教員養成」の堅持のためにも検討されるべき政策提言のひとつである。
- 大学院において、我々はいかなる教師を求めて、教員養成大学・学部における大学院教育を展開してきたか、という反省的視点を持って、制度の検討を行うことが重要である。その際、教員養成は、「完成した教師像」に基づく養成教育ではなく、あくまでライフステージを通じた、21 世紀の時代と社会にふさわしい教員養成を模索し、大学教育の固有な意義と役割を追求することが必要である (参考: 土屋基規「教師の養成, 研修と専門的力量的形成」(『人間と教育』No.63, 2009 年 9 月) 論文)。

#### C) 教員の養成は、国立の教員養成大学・学部を基軸に教員養成制度を構築

- 国立の教員養成大学・学部出身者の公立の小・中・高の学校教員に占める割合は、2008 年度では、それぞれ、56.2%, 34.8%, 14.5% となっており、小中全体では、48.2% とほぼ半数は国立の教員養成大学・学部出身者となっている。また、2008 年度の公立の小・中・高の教員新規採用数では、教員養成系大学・学部出身者の割合は、それぞれ、41.2%, 24.9%, 13.8% となっており、全体に占める割合に比べると低くなっている。これは、都市部における教員需要が増加したために、相対的にシェアが低下したためと考えられる<sup>1</sup>。したがって、我が国の教員養成に占める教員養成大学・学部の果たしている役割はきわめて大きく、また少子化時代にあって、国の政策として次世代を担う子供

1 採用数 24,850 人に対し、国立の教員養成系大学・学部の入学定員は 14,855 人、教員養成課程のみでは、10,278 人となっている

たちの教育を重視していく観点に立てば、大きな個人負担を強いることなく質の高い教員を養成していくためにも、国立の教員養成大学・学部を基軸に教員養成制度を構築することが必要である。

- 初等・中等教育は国立大学を軸として教員養成を行うとした時に、国立大学も大学と学部はどのように役割分担をするか、そういうことを自立的に決めていくことが必要である。文科省委託新教育システム開発プログラム「今後の公立小中学校教員供給必要数の予測」調査研究第二次報告―最終報告―：2008年度教大協学長学部長会議配布資料）によれば、2018年度までの全国6ブロックごとの教員需要が予測されている（参考資料 6）。それによれば、2018年度の小・中併せての教員新規採用数は約1.5万人となっており、これは現在の教員養成系大学・学部の入学定員にほぼ匹敵する。今後の需要とも勘案した時に、制度設計は教員養成系大学・学部を基軸に考えるべきで、一方、地方の総合大学の教員養成学部は法人化の中での教員数削減で、大学院で全教科を残していくことがものすごく難しいのが現状であり、教科別の教員需要に応じて、ブロックの中の中心の単科大学が引き受けるとか、あるいはブロックの中で分担するなど、県域を越えた教員養成大学・学部の自主的な連携協力を進めることが必要である。

#### D) 教員養成 6 年制について

部会の立場は、6年制は教員養成の高度化の観点から歓迎すべきである。この観点から、制度設計については、二つの論点がある。一つは、「単純6年制」である。これは、現行の教育学研究科における直進者を対象としてなされる教員養成にほぼ匹敵する。つまり、教員のための資格取得を一挙に6年制に衣替えし、教員志望者には6年制の課程を義務付ける案である。もうひとつは、「4 + 2 = 6年制」ともいうべきもので、広く教員を希望する者を一般大学も含めて、学士課程に引き受け、その後の2年間を次のステップとして教職課程を制度設計する案である。それぞれについて次のように整理できる。

##### 【単純6年制】

##### 制度設計

- 教員養成系大学・学部は、学部課程教育システムの改善と大学院へ連続するカリキュラムのグランドデザインを策定する責任がある。その際、県・市とも連携し「実践性」「総合性」「地域性」の理念の保持が重要。
- 最初の4年間は、教科に関する科目の学習中心、後期2年間で実践力向上のための教職・教科教育に重点を置く教育実習を重視する教育課程を編成。

##### 課題・・・今後の検討課題

- 既設の教育学研究科と新たに発足した教職大学院制度への影響及び整合性の確保
- 需要と供給のミスマッチの回避
- 教員志願者減につながらない仕組みの構築
- 収容定員増による必要教員数の確保及び必要建物面積増によるインフラ整備のための予算の確保
- 授業料個人負担増を抑えるための措置
- 教育実習の長期化対応のキャパシティは実習の数を絞り込むことで捻出と開放制原則をどこまで狭めるかというグランドデザインの問題

##### 【4 + 2 = 6年制】

##### 制度設計

- 直進者と現職経験者（4年卒業時に教員資格（仮免許、ないしは期限付き免許）を与え、その後



10年程度経験した者に大学院進学を義務付け、修了者に正規免許を交付する制度)の併用制か、単独の現職経験者の大学院履修の制度のみに絞るか

- 学校管理者を目指す教員は、別途その後の10年後に、新たに大学に進学し、博士号取得を持って、管理職教員免許状を与えるなどの制度の構築の可能性

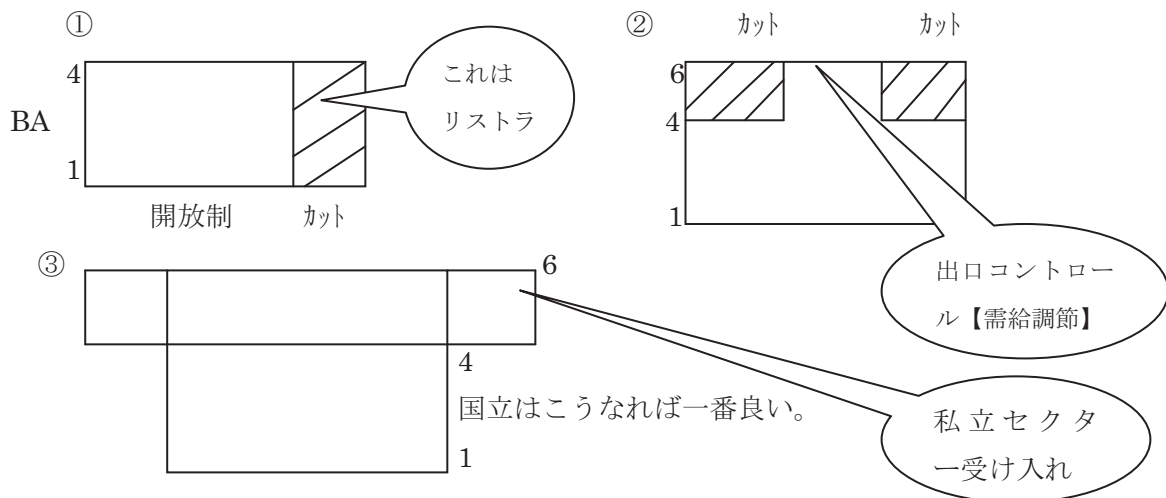
課題・・・今後の検討課題

- 各大学での教育体制の問題
- 大学院に来る院生の授業料の問題

本部会として、どちらを選択すべきかのまとまった結論は出ていないが、大学における教員養成と開放制の下での教員養成を考慮した場合、望ましい制度としては、「4+2=6年制」がいいのではないかと（「開放制」の将来イメージは参考資料7を参照）。その際、教員養成大学・学部における積み上げと私学を含む一般大学出身者及び現職の教員が教員養成大学院に入り、教員養成の高度化を図る。こうした大学院において更なる2年間の教員資格を与えることのできる教育課程を備えた組織として、教員養成大学・学部が主として担当するような制度設計を行うことである。その際、現状の免許制度は見直し、大学院を含む6年間で、高度職業人としての教員の質保証が十分担保され、需要に見合う教員が養成される制度への切り替え、いわば一定の出口保証が必要であり、そのためには「4+2」の「2」の入り口で教員志望者を絞るような制度設計が望ましい。このことは、経済性・効率性の観点からも必要となろう。

また、質保証の観点からは、修了者の質保証を各教員養成大学・学部委ねるか、あるいは一律に「国家試験」のような形で、質保証を行う制度を導入するかのいずれかが考えられる。こうした、certificationかlicenseかという問題は、教員免許制度の問題として検討されるであろう。

なお、教育学部の類型化として、以下の三つのパターンを検討した。上記の議論からすれば、大学院における何らかの需給調整は必要であろうが、教員養成系大学・学部においては、三つ目のパターンとして制度構築が可能であればということ、期待感を持って検討している。なお、校種別教員養成が、初等と中等に類別され、教員養成大学・学部の学士課程レベルの教員養成が初等のみ限定されるというあり方に対しては、違和感を抱かざるを得ない。



#### 4. 教員免許制度部会報告

現行の教員免許制度は、教員の専門職としての資質・能力を高度化するとの観点から、基本的には、以下のような方向性において議論すべきであると考ええる。

##### A) 教員免許の種類と基礎要件

###### 1. 一般免許状の設置

- 1-1 現行の普通免許状にかえて、一般免許状を設ける。
- 1-2 教諭の標準的な一般免許状一種（仮称）の基礎要件を、原則として教育学関係の修士号取得レベルとする。

[理由]

- ① グローバル化の著しい現代、国際的には既に、専門職としての教員の免許状の基礎要件を修士号取得にすることが相当程度普及している。発足当初は世界最高水準であった戦後日本の教員免許制度は、ここ20～30年の間に、この点で大きく後れを取ってしまった。早急に抜本的な改善策をとることが迫られている。
  - ② 今日の教員が直面している子どもをめぐる問題は多様化・複雑化し、それらの解決には、人間理解を促す広い教養を基礎に、教職に関するより高度な専門的知識やスキルが必要になっている。同時に、学校教育の第一義的な任務である学力を向上させる課題も、科学技術の発達が急速な知識基盤社会にあって、教員は、従来以上に、教科内容の基礎科学についての深い知識やスキルが求められている。これらを養成段階において実現するには、学士課程だけでは不十分である。
- 1-3 5～10年以内に上記修士号を取得し一般免許状一種への上進の義務づけを前提に、教職課程を履修した学士号取得者に一般免許状二種（仮称）を授与する。
  - 1-4 現職教員が当該修士学位を取得できるようにするためには、夜間主コース、夜間等に開設される科目履修だけで修了できる昼夜開講制、あるいは通信制の開設などが不可欠になり、教員養成を行う各大学はこれに取り組む。
  - 1-5 教員養成を行う各大学は、社会人が一般免許状一種を取得できるようにするための特別なコースなどの設置を積極的に図る。

###### 2. 専門免許状の新設

- 2-1 一般免許状の基礎の上に、専門免許状を新たに設ける。
- 2-2 専門免許状の基礎要件は、一般免許状の基礎要件が修士号取得レベルであるので、Ed.Dなど専門職学位としての博士号取得レベルとする。
- 2-3 上記専門職学位としての博士号を取得するには、10年間以上の学校での実務経験が要件とされ、かつ、当該課程に正規在籍する以前における科目等履修などの積極的活用が図られるべきである。

###### 3. 特別免許状と臨時免許状の取扱い

- 3-1 社会人が学校で教育活動を行う機会を確保するとの観点から、特別免許状は維持する。
- 3-2 臨時免許状は、教育の機会均等原則をさらに徹底させるとの観点から、必要な財政措置等を前提に廃止する。

## B) 学校種と教員免許

- 1 一般免許状は、幼稚園、小学校、中等教育諸学校、特別支援学校ごとの教諭の免許状とする。

[理由]

学校教育法に規定された現行の学校制度体系のもとでの教員免許の在り方として、幼稚園と小学校を括って初等教育諸学校の免許状を設けることは、理念上（平成19年学校教育法改正で第21条「義務教育の目標」規定を新設したこととの整合性の問題など）及び運用上（教職課程のカリキュラム編成の実情及び複数免許取得の現況との齟齬など）、問題があると判断する。

- 2 中等教育諸学校の教諭の一般免許状の種類は、教育職員免許法第4条5の規定に準ずる。
- 3 特別支援学校の教員免許基準における教育実習の実施場所が特別支援学校に限定されていることを見直す。

## C) 教員免許の授与権者

- 1 免許状の授与権者を、現行の都道府県教育委員会から文部科学大臣に移す。
- 2 上の措置に伴い、教員の専門職としての資質・能力を高度化させる観点から、現行の教員採用制度を見直す。

## D) その他必要な改革

- 1 教員資格認定試験（教育職員免許法第16条の2）は、多大な労力が必要な割にはその目的を果たしていない現状があるととも、教員の専門職としての資質・能力を高度化させることと抵触する面をもつので、廃止する。
- 2 当分の間、小・中学校の普通免許状の要件として「介護等体験」を課した特例法は、抜本的に見直す。

## 附属資料1 教員養成制度部会のまとめのための論点整理

### ①情勢把握と今後の展望

- 長期的な視点からあるべき教員養成制度があって、その中で今回の教員養成政策・制度を位置づけることが重要。
- 学校現場での現状で何が今求められているのか、次世代の子どもの学びをどうするのか、少子化の中で子ども一人ひとりの質向上などを一番の基本とする共通認識が必要。
- 4年間の教職課程の成果（教員養成の日本のシステムの良かった点、教員養成系大学・学部の果たしてきた成果）に立って、不足するから6年でやるのか、求められている新たな能力をつけるために2を積み上げるのか。
- 教員免許の国際標準化も視野に入れるべき（外国人の労働者が増えてくると諸外国の教員も外国で免許をとって日本にくるシステムが必要）。
- 国立セクターが担うべき教員養成は何かという根源的な問題への合意が必要。

### ②教大協の果たすべき役割

- 今回の教大協が発信する中味は、どういう位置にあるものなのか。矛盾をより少なくしていく提案というのが教大協としてどれだけ可能か。
- 一つの従来の専門家集団として、教員養成はこうあるべきだということを示すことは教大協そのものの役割。具体的なことをタイムリーに出し、教大協と政権との意見交換の場を設定すべき。
- 教大協の会員大学がクリアしなければいけない問題は何かを踏まえて提案。教大協の会員大学としてどういうところがクリアすべき課題かを明示。
- 制度が変わろうとしているから、それに対して我々はそれをどう受け止めて、それに対してどう判断をし、どういう提言を行っていくのかということが今求められている。
- GP時代に入ってから各大学がそれなりに学部教員養成改革ないしは学部と大学院の連続を考えて改革に取り組んで、実際にカリキュラム改革や授業改革のレベルで取り組んでいる。
- 単科大学には、リーダーシップを発揮して、ブロックの中心としての役割を期待する。
- 一番の問題は、需要に応じて、国立の教員養成系大学は教員採用率を上げる手だてをすべき。

### ③教員養成制度設計の論点

- 教員養成制度だけではなくて、採用制度、研修制度、三位一体として制度設計することが重要
- 6年制に関わって、多様な教員養成なのか単線的教員養成かという問題
  - ・ 計画養成（開放制の否定）か自由競争かという論点と関係するが、単線型の6年制なのか、4年制+2年制なのか、これを対立的ではなく、両方を活かす視点が重要
  - ・ 学部は一般学部でその上に教員資格をとる6年制（学部段階での教員養成の否定）もある。
  - ・ もととの4年はそのままの4年で良いのか、+2年には何をここに突き込んでいくのかということカリキュラムのことも含めてやっていかなければならない。
  - ・ 4+2でやるとすると例えば他の一般大学を出てきた人を大学院で引き受ける覚悟が必要
  - ・ 教員の質向上と併せ、免許状の質を上げる制度設計が必要。両者を縮めるシステムで6年制という論はよく分かる。
  - ・ 管理職や教科のエキスパート、学級経営のエキスパートが同等の位置にある専門職としての位



置づけが重要で、それを含めた6年制と免許状の見直しが必要

- ・開放制が絞り込まれて認定試験が残るという未来像が今後の子どもたちのためにも良いのかどうか。結局、教員を、養成の多様化で対応するのか、養成ルートの多様化で対応するのか。
- ・単純6年制は本当に効率的なのか、疑問。むしろ、現場で体験して大学に戻ってきたほうがはるかに伸びるという例が多い。6年制を複数化するなど、選択の余地を残す議論が基本
- ・6年制にしたら受け皿としてキャパ（需要と供給側の器の両方）が無いから、免許状の質を高めることによってキャパに合うだけの人が入るという方法がいい。
- ・現実問題として6年になったら国立にはそれだけのキャパはない。
- ・大学で一定の質保証をして出すためには、4年では無理な状況ができつつある。
- 免許状の制度の問題， certificationかlicenseか。
  - ・免許状の質を保証するのか，教壇に立つ教員の質を保証するのか，いわれているのは教壇に立つ教員の質
  - ・免許制度のもとで，専門免許状による教員の類型化・専門職分類化は日本の学校になじむのか。
- 実習期間の充実
  - ・受け手である実習校の確保をどうしていくかという問題
  - ・全国で一律というのは無理。教育実習はそんなに受けられないという声が入ってきているし，やはり複数路線でないと無理。6年制はそれなりに意味がある。
- 志願者の確保と家計負担の増大
- 単純に2万数千人の教員（修士号取得）の養成が必要ならば，教員の確保が必要で，国立セクターで1.5万人を確保するならば，1.3倍から1.5倍の教員が必要。お金がない中で可能か。政府としてそういうものを予算化して教員のところにつき込むだけの余裕が我が国にあるのか。
  - ・国全体として，教員養成の適正規模はどれぐらいか。それに左右されるべきだという議論と左右されないほうがいいという議論の両方がある。単に目的的な教員養成だけではなく，広く教員養成，あるいは教育を通じた人間教育が必要ではないかという話もある。
- 国立の教員養成大学・学部を基軸に教員養成制度を構築
  - ・国立大学を軸として教員養成を行うといったときに，単科大学と学部はどのように役割分担をするか，そういうことを自立的に決めなければならない。
  - ・少なくとも小学校は国立中心。中高はどうか，校種のことを少し分けて考えたい。
  - ・教員養成大学でどのようなカリキュラムを柱にして，たとえば，教育心理を徹底的に入れるのか。逆に，教科専門に片寄りすぎ教員としての教育になっていないという批判も根強い。
  - ・教員採用試験の入り口をかなり厳しくして，しかも安定的に人材を現場に供給していく組み合わせが考えられる。
  - ・今の学校現場と教育委員会の研修システムとの関係で大学はここまでやるという大きい仕組みで見ておかないと足元をすくわれる。学校からブーイングが出たり，県教委からブーイングが出たりする。
  - ・教員養成の中身として，心理とか，マネジメントが特に欠けているのと，コミュニケーションに関する科目がない。こういう基礎能力があって，ちょっと面接練習すると将来もちゃんと教員としてやっていけるが，面接官をやると練習しているなってすぐに分かる。
  - ・基本は，私学は学部でやって，国立大学は大学院のほうに定員をシフトして，大学院で国立でやるという形はある。大学院の100%に近い形で教員になれるという実績が残っていけば，おそ

- らくそうになっていく。
- ・国立教員養成大学の高度化というのは、学部定員を減らして入学定員を大学院へ持っていくことに存在意義がある。
  - ・ブロックで、九州、中四国、東海なら東海という形で考えたほうが現実に即している。
  - ・地方の総合大学の教員養成学部は大学院で教科を残していくことがものすごく難しい。削った教科はブロックの中の中心の単科大学がきちんと引き受けるなどが必要
  - ・義務教育学校教員の養成は、「国立大学」を基軸に行うことの意味・・・「開放制」か「計画養成」か、それとも校種別の併用か？
- 国立の教員養成大学・学部と国立・私学の課程認定大学との関係。課程認定大学数が562で全大学の8割となっている。国立77，私学が459もある。国立と私立の役割の問題
- ・小学校課程認定大学170，内，国立は50という現状を見直すか否か。これまでの教員養成を総括しながら，これから40年，50年後の教員養成を構築すべし。
  - ・教員養成大学・学部とそれ以外の多様性や比率は，少なくとも単純に考えてフィフティー・フィフティー。教員養成大学・学部で採用率が100%で1万人。大学院生を入れて1万4000人あと，開放制が50%，合計2万人だから採用者数がちょうど合う。
- 養成・採用・研修の三位一体改革
- ・教員養成 (teacher training) という観点にかわって，養成・採用・研修の連続性を意識した教師教育 (teacher education) という観点が重要で，養成過程を含む，教員の各ライフ・ステージを通じた，力量形成を重視すれば，養成課程のみを切り離して議論することは，こうした流れに逆行するのではないか。
  - ・「教師集団における日常のインフォーマルな実践的営みに内在していた一人ひとりの教師の発達を援助し促進する発達サポート機能は，戦後の教育・教師施策の推移とともに次々と制度化されてくることによって，皮肉にも今，その本来的機能の形骸化を起こしてきている。」(山崎準二『教師のライフコース研究』創風社，2002年3月)
  - ・教員の研修制度をどうするかを抜きにして，教員養成6年制のみを切り離して議論するだけでは，教育職員の専門性を確立することにはつながりにくいのではないか。
  - ・大学院での長期研修を実現させていくことによる専修免許状の比率を漸進的にあげていくこと。
  - ・教員養成6年制は，研修とあわせた総合政策として展開されてこそ，専門的力量的向上政策につながる。6年制のみを切り離してすすめることは，メリットよりもデメリットの方が大きいのではないか。
- 今後の教員需要予測
- ・文科省委託新教育システム開発プログラム「今後の公立小中学校教員供給必要数の予測」調査研究第二次報告－最終報告－(参考資料6)
- これまでの免許制度とその問題点の整理(教員免許制度部会)
- 教員養成系大学・学部における教員養成の総括と課題の明確化

## 附属資料2 教員免許制度部会まとめのための論点整理

### ① 6年制について

- 教員養成を6年制にした場合、プラス2年分の経済的負担が増え、家計負担が多くなり、応募学生の減少が見込まれる。こうした経済的・心理的負担に対して、授業料等の国庫負担や奨学金の新設ならびに教職へのインセンティブを与える有効な措置が必要になる。その具体化の展望と実現の見通しはあるか。
- 大学院修士相当課程におけるカリキュラムの問題として、教員養成学部からくる6年一貫学生のカリキュラムと一般学部を修了して大学院から入学してくる学生（免許を持っている学生）のカリキュラムが同一ではできなくなることが見込まれる。また、一般学部出身で免許を持たない学生への対応も必要となる。結論として、一つの大学院において、多様なカリキュラムが求められる。場合によっては、大学院大学を作らなければならなくなる。

### ② 一般免許状の設置について（学部4年—〔実務経験〕—修士課程2年）

- 教諭の標準的な一般免許状一種の基礎要件を教育学関係の修士号とすると、修士（文学）や修士（理学）など、他の修士号の扱いをどうするかの問題が起こる。現行の専修免許状取得のための大学院修士課程の課程認定は、教科又は教職の科目を24単位以上取ればよいとの免許基準と関わって、教員の専門職としての資質・能力の向上との観点からは緩やかすぎる現状がある。文学研究科や理学研究科など、現在課程認定を受けている大学院修士課程のカリキュラムを徹底検証して、しかるべき合理的な免許基準を設定する必要がある。例えば、他の修士号に対しては、教育学関係の科目20単位ぐらいの修得を要件とすることで、一般免許状一種を与えることにしてはどうか。
- 同時に、現在の教職大学院の多くのカリキュラムでは、教科内容に関する科目の開設が十分ではない。一般免許状一種の免許基準においては、教科内容に関する科目の修得も適切に位置づけられるべきである。この位置づけ方と単位数をどの程度にすべきか。
- 現職教員の修士号取得を促進させるためには、修士課程の修了基準単位数の半分ぐらいは科目等履修制度で取得させ、1年間の入学によって修了させるような、柔軟な制度を多様に整える必要がある。そして、これを実効あるものにするには、一方で、授業料等の国家負担等国の大幅な援助を行う必要があるとともに、他方で、大学院担当教員および施設に関して大幅に充実する必要がある。
- 修士課程、博士課程のいずれにおいても、大学院担当教員が学校現場の課題に的確に対応した指導ができる必要がある。教科専門教員も学校現場の課題に的確に対応できる能力が求められる。

### ③ 専門免許状の新設について

- 制度設計そのものを徹底的に検討する必要がある。その際、教員養成大学・学部が中心になって運営している連合大学院博士課程の成果と課題や、Ed.D.を授与している博士課程等の状況の検討が参考になろう。
- 科目等履修制度を含めて、1年の在学でEd.D.を取得できるようにするような制度構想をもつ必要がある。

- 学校管理職，教育行政，大学教員への道を明確にする必要がある。

#### ④ 学校種と教員免許について

- 現行の教員免許状のいくつかを括って総合化する措置については，教員の資質能力を向上させる観点から，慎重に検討する必要がある。各段階の学校のカリキュラムを編成する原理が，学習指導要領において異なっている。また，幼稚園と小学校とは，それらの接続は課題になっているが，一体化することが課題になっているわけではない。
- この問題は，教員採用のあり方と関わっている面があり，多面的に検討する必要がある。
- 幼保一元化を見越しておく必要ある。
- 幼稚園教諭は短大卒が多いことから，これを修士レベルに上げることは難しいのではないか。移行措置のあり方を，多面的かつ慎重に検討する必要がある。

#### ⑤ 教員免許の授与権者について

- 教員免許状の授与権者を都道府県の教育委員会から文部科学大臣に移す措置は，教員の免許状主義を徹底させるとの観点から検討に値する。
- 教員採用試験の実態を分析し，必要な改善策を検討する必要がある。

## 参考資料

1. 日本教育大学協会・教育政策特別委員会の設置について（平成21年11月16日企画委員会決定事項）
2. 民主党の教員養成政策（東京学芸大学 佐々木幸寿）
3. 民主党連立政権の教員養成・免許改革（6年制教員養成制度）構想案について  
(2009.11.16 愛知教育大学)
4. 民主党の教員養成政策に対する検討（北海道教育大学・学長WGでの検討資料H21.12.5）  
(北海道教育大学長 本間謙二)
5. 教員養成6年制（民主党案の検証）（日本教育大学協会事務局長）
6. 新規採用数予測  
(文部科学省新教育システム開発プログラム「今後の公立小中学校教員供給必要数の予測」調査研究第二次報告ー最終報告ー)
7. 「開放制」の将来イメージ（東京学芸大学 岩田康之）



平成 21 年 11 月 16 日 企画委員会決定事項

### 日本教育大学協会・教育政策特別委員会の設置について

2009 年 10 月 15 日の常務理事会決定に基づき、以下の要領で日本教育大学協会・教育政策特別委員会を設置する。

#### 1. 目的

本委員会は、教育政策の動向に鑑みて、会長の諮問（※1）に応じ、本協会としての意見の集約および政策等に関わる提言の検討を行うことを目的とする。

#### 2. 組織

本委員会に、「教員養成制度部会」「教員免許制度部会」の二つの部会を置き、それぞれ常務理事をもって部会長に充てる。

両部会には、それぞれ若干名の委員を置く。委員は、企画委員会の推薦を経て、会長が委嘱する（※2）。また、各部会長の判断により必要に応じて当該検討事項の専門家をオブザーバーとして参加させることができる。

両部会は、それぞれに会長の諮問に応じた検討を行うほか、必要に応じて合同の会合を持つ。

両部会間の連絡、および委員会全体の運営に関する事項を協議するため、連絡委員会を設置する。連絡委員会は、会長、部会長 2 名、企画委員会委員長、事務局長をもって構成する。

#### 3. 事業

本委員会は、会長の諮問に応じ、教員養成制度および教員免許制度に関する検討を行う。

検討結果に関しては会長に対して答申するとともに、必要に応じて常務理事会・理事会等において経過報告を行うものとする（※3）。

#### 4. 任期

本委員会委員の任期は、発足の日から 2010 年 3 月 31 日までとする。

#### 5. その他

その他、本委員会の運営に関する事項は、連絡委員会において定める。

(備考)

※1 諮問事項

教員養成制度、教員免許制度それぞれについて、

- 1) 政府の政策に関わる論点の整理
- 2) 制度改革のありようと現行制度からの移行に関する検討
- 3) 本協会会員大学を中心とした教員養成教育に関わる論点の整理

※2 部会構成

教員養成制度部会：部会長 松田正久（愛知教育大学長）　＋企画委員会委員 6名

教員免許制度部会：部会長 本間謙二（北海道教育大学長）　＋企画委員会委員 6名

本間謙二部会長には、企画委員会委員（会長委嘱）として加わってもらう。

※3 スケジュール

年度末（2010年3月末）に会長宛に答申を提出。

民主党の教員養成政策

東京学芸大学 佐々木幸寿

1 民主党の教育政策の指向性

- (1) 教育に関する権利の明確化（学習権の定立）
- (2) 普通教育における国の最終的責任と、教員養成における国の責任
- (3) 幼児期教育の重視と5歳児教育の無償化・義務化
- (4) 高等教育の漸進的無償化と高度職業人養成機関としての大学院

2 民主党提案法案にみる主な教員政策の動向

- (1) 県費負担教職員制度の廃止と市町村長の人事権
- (2) 教員配置の拡充
- (3) 教員養成制度改革—大学院における教員養成へ（6年制の教員養成課程）—

3 民主党の教員養成制度の改革：「教員の質の飛躍的向上を図るため」

(1) 基本的な制度設計

<一般免許状と専門免許状>

① 六年間制の教員養成課程（一般免許状の取得要件）

- ・学士4年+修士2年の構想（開放制教員養成制度の維持）
- ・専門職大学院等における教員養成
- ・修士1年次の本格的な教育実習

② 専門免許状制度

- ・専門免許状取得（8年以上の実務経験後に教職大学院での1年間履修）  
教科指導，生活・進路指導，学校経営（若い世代へのマネジメント研修）
- ・校長，教頭の任用要件：原則として学校経営に関する専門免許状
- ・国による免許状発行

③ 免許区分の変更

- ・初等教育諸学校（幼稚園と小学校） ※幼稚園教諭の大改革と5歳児教育義務化
- ・中等教育諸学校（中学校，高等学校，中等教育学校）
- ・特別支援学校

<十年ごとの研修>

100時間研修と修了認定

- 30時間：時代の変遷に伴う共通した教育研修（リニューアル研修）
  - 30時間：模擬実習，模擬演習
  - 40時間：それぞれの教科に関する研修
- ※内容は国が定め，修了認定（未修了者は，免許失効）

専門職免許状への政策的誘導策としての十年研修

専門免許状取得者の十年研修の免除

(2) 民主党の教員養成制度構想の重要な視点

- ・修士二年間の位置づけ～特に1年間の教育実習をどのようなものとするのか  
教員養成課程か（教育実習の延長）  
イニシャルトレーニングか（新採用期の訓練）
- ・教員の質の確保への戦略～採用の機能（非変容性の資質の審査）をどのように確保するのか  
人材プールの確保か：採用重視（非変容性の資質）  
教職の専門職化か：養成重視（変容性の資質）
- ・教員職能成長モデルの構想～管理職要件として学校経営の専門免許状を求める意味とは  
ライフステージ重視型か：実践家としての資質を基盤とした管理職養成  
キャリアコース重視型か：実践家養成と管理職養成の早期の分岐

※民主党案のモデルとしてのフィンランドの教員養成

## 民主党連立政権の教員養成・免許改革（6年制教員養成制度）構想案について

2009.11.16  
愛知教育大学

### 民主党マニフェスト

「教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。教員の養成課程は6年制（修士）とし、養成と研修の充実を図る。」

### 法制化のスケジュール

- ・ 10年度予算の概算要求で制度構築に向け調査費を盛り込む。5500人の教職員定数増員も盛り込む。
- ・ 基本設計
  - ・ 教育現場と教員養成現場から意見聴取（免許更新制度の見直しと合わせて）をする。
  - ・ 教職大学院の指導教員確保や能力向上、カリキュラム見直しをする。
  - ・ 教職大学院を11年度までに都道府県ごとに設置する。
  - ・ カリキュラムの策定、教授陣の選考、教育実習受け入れ校の確保などの準備をする。
  - ・ 教職員の大幅増員と少人数学級の実現を目指し、複数年度にわたる定数改善を策定し、採用のあり方も抜本的に見直す。
- ・ 早ければ11年1月にも関連法案（教育職員免許法の改正法案）を提出する。
- ・ 12年度から「6年制教員養成制度」を発足させる。

### 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案の概要

第171回参第5号（2009年3月）

#### 目的（第1条）

質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進することを目的とする。

#### 改革の基本理念（第2条）

免許状の制度の改革は、教育職員が高度の専門性と豊かな人間性が求められる職業であることを踏まえ、その養成の段階において、教育職員としての使命感を涵養しつつ、その職務をつかさどるために必要な資質及び能力を確実に修得させるとともに、実務に就いた後においても、研究と修養の機会を十分に与え、その資質及び能力の一層の向上を図ることができるようにし、並びに教育職員の資格の付与等に関し国が果たすべき役割と責任を明確にすること等により、教育職員の資質及び能力を向上させることを基本原則として行われるものとする。

#### 改革の実施時期（第3条）

国は、第2条及び第4条から第10条に定める方針に従って免許状の制度の改革を行い、平成24年度末までに、当該改革後の免許状の制度による免許状の授与が開始されるようにする。

#### 教諭等の免許状と学校の種類（第4条）

教諭の普通免許状及び特別免許状等は、初等教育諸学校（幼稚園及び小学校をいう。）、中等教育諸学校（中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。）及び特別支援学校に区分して設ける。

#### 普通免許状の制度改革の基本方針（第5条）

#### 養護教諭はこれに準ずる（第6条）

教諭の資質及び能力の向上を図るため、次に掲げる方針に基づき教諭の普通免許状の制度改革を定める。

1. 教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分する。
2. 教諭の専門免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力の基礎の上に、教科指導、生活・進路指導等又は学校経営の各専門分野において、更に研究と修養を積み、資質能力を向上させた者に対して授与する免許状とする。
3. 教諭の専門免許状は、イからハまでの要件を満たす者又は教育職員検定に合格した者に授与する。
  - イ 教諭の一般免許状を有すること。
  - ロ イの要件を満たした後、教諭の実務その他教育に関する実務に8年以上携わったこと。
  - ハ ロの要件を満たした後、教職大学院において必要な単位を修得したこと。
4. 教諭の一般免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力を有する者に対して授与する免許状とする。
5. 教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、1年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院その他の大学院若しくは大学において修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。
6. 中等教育諸学校の教諭の教科指導についての専門免許状及び一般免許状は各教科ごとに授与する。
  - ニ その有する相当の免許状が一般免許状である教諭であって前項第3号ロの要件を満たすものは、専門免許状の授与を受けようとする者に努めなければならない。(上進の努力義務)
  - 三 前項の教諭を任命し、又は雇用する者は、当該教諭に対し専門免許状の授与を受けようとする機会を与えるように努めなければならない。(任命権者の機会提供義務)
  - 四 教諭の一般免許状の授与を受けようとする者に対しては、修士の学位の取得及び第1項第5号に規定する科目の単位の修得に係る経済的負担を軽減するための特別の奨学制度を設ける。(特別な奨学制度の創設)

#### 校長の資格 (第7条)

校長、副校長及び教頭は、原則として、相当の教諭又は養護教諭の学校経営についての専門免許状を有する者とする。

#### 免許状の授与権者 (第8条)

普通免許状は、文部科学大臣が授与することとし、特別免許状及び臨時免許状は、都道府県知事が授与する。

#### 免許状の取り上げ (第9条)

教育職員が、法令の規定に故意に反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときに、免許状を授与した者がその免許状を取り上げることができる制度を設けること。

#### 移行に関する措置 (第10条)

1. 旧制度の免許状の授与は、平成25年度末までとする。
2. 旧制度の免許状を有する者は、当分の間、当該免許状をもって教育職員となることができる。
3. 旧制度の免許状を有する者が、教育職員検定に合格した場合に新制度の免許状の授与を受けようとする制度を設ける。
4. 旧制度の免許状をもつ教職員は、新制度の免許状を取得するように努力するとともに、任命権者（雇用者）はその機会を与えるよう努める。



## 法律案の整理

1. 幼・小免を「初等教育諸学校免許状」、中・高免を「中等教育諸学校免許状」に整理。
2. 免許状を、「一般免許状」と「専門免許状」に整理。
3. 一般免許状は、基礎資格は「修士号取得」、「1年間の教育実習（大学1年の段階から長期的に実施できるかは検討）」、「教科専門・教職科目等」の単位を教職大学院・その他大学院・大学で修得。その他「教職員検定」に合格。
4. 専門免許状は、「一般免許状を有し」、「8年以上の実務経験を有し」、教職大学院で「教科指導」、「生活・進路指導等」又は「学校経営」の各専門分野（1年間）の課程を修了。
5. 合わせて「免許更新制度」は廃止。専門免許制度に吸収。

## 6年制の必要性・メリット

- ・ 教育先進国では6年制が進んでいる。（フィンランドをモデルにした）
- ・ 教員の資質及び能力の向上につながる。
- ・ より強固な意志を持った者たちが教員を目指すようになる。
- ・ 4年間では学校現場が抱える課題に対応できない。6年間学んでこそ専門性が身につく。小学校教員養成では幅広い教科を学べ、中高教員養成では高い専門性に磨きかけられる。
- ・ 教育実習で受け入れる側の熱意も高まる。
- ・ これまでの実習期間は短すぎて、体験できない教科もあった。長期実習なら教員の大変さや等身大の学校像も見えてきて、将来像を描きやすくなる。
- ・ 専門免許状取得は、現職教員の再教育になるし、「教科指導」「生活・進路指導」「学校経営」の各分野で高い能力を持つことができる。

## 6年制の懸念事項

- ・ 教員志望者の減少にならないか  
大学院2年間の「時間」と「学費負担」  
1年間の長期にわたる教育実習。  
変わらないままの教員の待遇（多忙なわりに収入が見合わない）。  
6年間の学費をかけてなお採用される見通しがたたない。  
都市部では教師の不足が起きる可能性がある。
- ・ 資質・能力の向上につながる新たな改革とは？  
高学歴化が本当に人材確保につながるか。  
現在の学部教育の質を高めることが優先ではないか。  
大学院で画一的に教員養成するよりも、社会経験を積んだ社会人採用を広げた方が、より速やかに数の充実や質の向上が図れるのではないか。  
子どもと直接ふれあうことが一番の勉強であって、長く大学で学ぶことがいい教師になれるわけではない。  
モラトリアム時代を教育学部で過ごす大学生が増えるだけ。
- ・ 受け入れ（養成）態勢ができるか  
大学院教育の質を保証しつつ、カリキュラム編成や指導教授の確保は可能か。  
現在の教職大学院は24校。全ての都道府県に設置できるか疑問。  
1年間の教育実習は受け入れる学校現場の負担が大きく、確保できるか。
- ・ 職場環境の改善が優先ではないか  
教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育に集中できる環境づくりを優先すべき。  
過剰労働が常態化して若い教員は疲労感。これを止めることこそ質の向上に結びつく。  
学校教員定数を増やすことが優先。  
過密労働から解放して、実りある個人研修、集団研修の場を保障することが優先。

## 6年制の課題

- ・ 定員の問題

現在は年間12万人が免許取得。

近年の新規教員採用者数は2万人強という実績から、5万人以上の養成が必要。

国立教員養成系大学学部の定員は、新課程を入れても1.6万人。

国立大学の一般学部の教員免許志望者を足しても、国立では最大2万人強の養成。

3万人以上は公私立大学の養成に依拠するしかない。

国立の教育学研究科と教職大学院を合わせた定員が4千人弱。

1.6万人の院生を2年間收容する教育体制の編成が必要。(学生増、教職員増、施設増)

専門免許課程用の教職大学院の体制整備(8年実務経験者用)

- ・ 教育組織編成の問題

学部4年課程を全て6年制養成課程に再編成するのか。

学部4年課程と大学院2年の6年にするのか。

短大の教職課程(幼稚園2種免)は廃止か。幼保一元化と併せて制度設計が必要。

- ・ 養成・採用・研修の一体化した制度設計

大学の質を上げるために、運営費交付金1%削減の効率化を見直し。

実践的指導力を向上させるための、修士課程のカリキュラムの見直し。

長期にわたる教育実習の評価のあり方。

優秀な教員を確保するための教員採用試験の工夫。

初任者研修制度や10年経験者研修などの研修体制の再設計。

校長・教頭の管理職の資質向上。

ゆとりある研修を実施するための教員定数改善。

教員の人事評価や給与体系との関連。

- ・ 実習校確保の問題

多忙した学校現場で1年間の実習が可能か。

教員の多忙化の解消と併せた受け入れ態勢の整備(予算)。

何よりも現場の理解の重要性。

- ・ 導入時期と移行期の問題

急激な義務化で混乱を起こさない導入の仕方。

民主党の教員養成政策に対する検討  
(北海道教育大学・学長 WG での検討資料 H21.12.5)

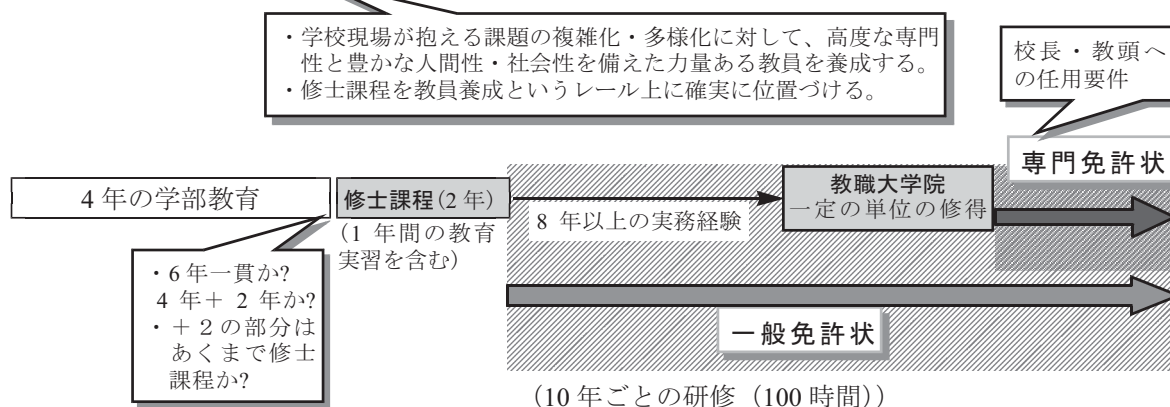
北海道教育大学長 本間 謙二

1. 民主党の教員養成制度改革の概略と想定される課題

【参考】

- ・「民主党の教員養成政策」、佐々木幸寿氏（東京学芸大学）の「東アジア教員養成国際シンポジウム」での発表メモ（2009.11.14）
- ・『民主党の教育改革』、佐々木幸寿、第一企画、2009

制度：大学院における教員養成へ



想定される課題：

(1) 大学院増設の必要性

- ・開放制教員養成制度を維持するとすれば、教育学部以外の出身者を教育学部の修士課程で学ばせることになる。



教育学部の修士課程では、教員あたりの学生数が学部より増える。そのまま大学院教育を行うことは不可能。

(2) 教職志望者が減少するのではないかと

- ・要因…①学生の経済的負担の増加。  
②卒業後の就職が保証されているわけではないこと。  
③入学後の進路変更に対応する制度がなければ、高校生が教育学部受験に際し二の足を踏む可能性があること。（高校卒業の段階で、實際上、明確に教員志望を決断できるか？ 6年一貫の場合に特に問題となる。）

〈関連する民主党の施策〉

- ・「日本国教育基本法案」（2006年の教育基本法改正案に対し、民主党が2007年5月18日に参議院に提出した案）…「高等教育への無償教育の漸進的な導入及び奨学制度の充実」
- ・2009年民主党マニフェスト…「希望者全員が受けられる奨学金制度の創設」

(3) 「1年間の教育実習」に伴う課題

- ・学部学生数以上となる見込みの大学院生に対して適切な数の実習校を確保できるか？（学部学生の教育実習は止めるのか？）

- ・実習校における指導教員に過重な負担をかけることにならないか?  
(毎年、一年中教育実習生がいるという状況。6年一貫制の場合には、学生にとって初めての現場であり、丁寧な指導が必要である。)
- ・学生の経済的負担が増す(特に、住んでいる家から遠隔地にある実習校に通う場合には肉体的・精神的にも負担がかかる。)

(4) 制度導入時から2年間分の教員確保の問題

- ・制度改正前の卒業生が需要に応える?

(5) 開放制教員養成制度を維持する場合の課題(上記(1)の課題を除いて)

- ・教育学部に複数のカリキュラムが必要

6年一貫の場合

- A. 教育学部における、6年一貫のカリキュラム
- B. 教員志望の他大学出身者のための2年間の修士課程カリキュラム…Aの修士課程2年と同じというわけにはいかない(3年の修業が必要か?)。
- C. 制度発足前に現職となった教員向けの2年間の修士課程カリキュラム。

4年+(実務経験後)2年の制度の場合

- A. 教育学部卒業生と一般大学卒業後教員となった者に対する2年間の修士課程カリキュラム。
- B. 一般大学を卒業し、教員免許を持っていない者が教員を志望した場合に対応するための修士課程カリキュラム(3年の修業が必要か?)。
- C. 制度発足前に現職となった教員向けの2年間の修士課程カリキュラム。

(6) 現行教職大学院の制度設計の変更

- ・現行教職大学院の目的…①実践的指導力を備えた新人教員の養成  
(ストレートマスターの受け入れを前提としている)
  - ②地域や学校で指導的役割を果たす中核的中堅教員(スクー  
ルリーダー)の養成(現職教員の教育)
- ↓
- (主として?) 実務経験8年以上経た現職教員の教育  
(「目的、修業年限、修了要件、教育課程・方法等」の再検討を要する)
- ・現職教員が教職大学院で修学しやすい環境を整えることが必要。

※現行教職大学院は独立専攻であり、そこに所属する専任教員は学部等の課程認定に使うことはできない。そのままであれば、専門職学位課程(教職大学院)の場合、教育学部に単純に増設ということは難しい。

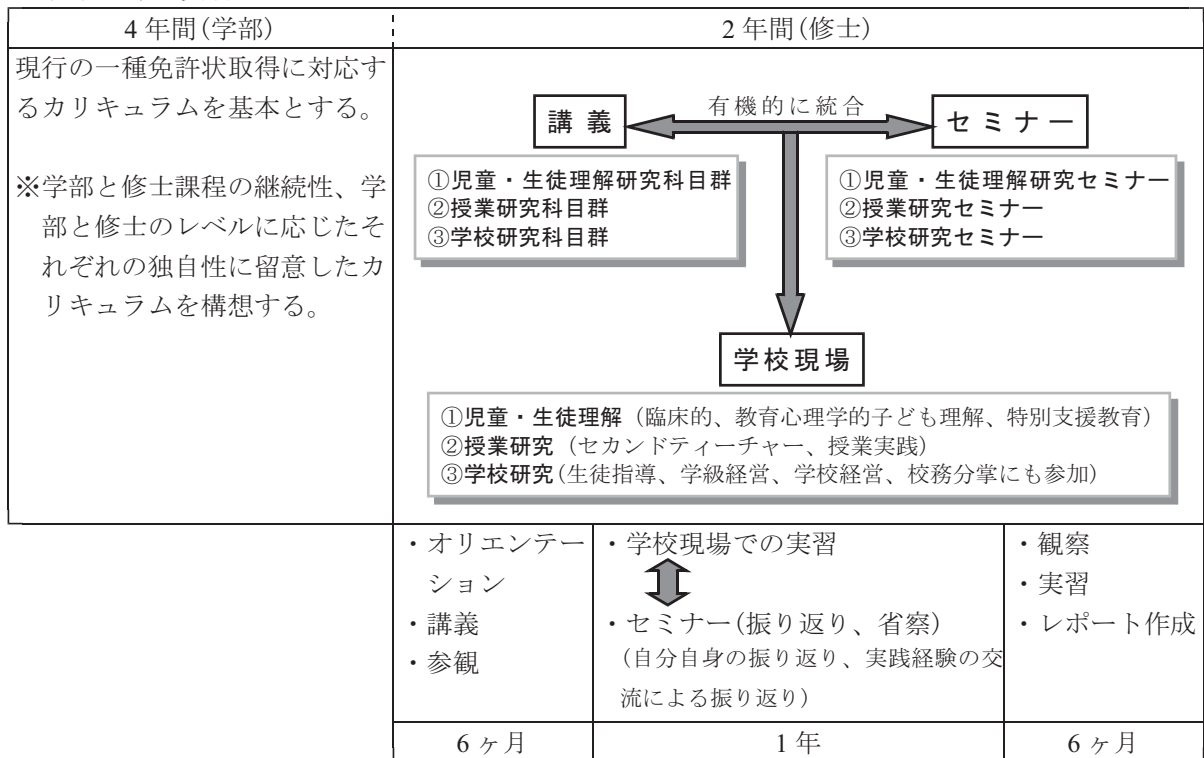
2. 「6年一貫制」と「4年+2年制」の利点と課題

	6年一貫制	4年+2年制
利点	<input type="checkbox"/> 即戦力となる新人教員の養成が可能 教科指導だけでなく、生徒指導・教育相談、学級経営、学校経営などにも一定程度の理解を持ち、長期の実習による実践を積んだ教員の養成ができる。 <input type="checkbox"/> 教科の専門性を深め、教材開発能力の育成を図ることができる 特に、中学校と高校の教員を目指す者にとって、現行免許法の下で減った教科に関する科目を深め、それを基礎とした教材開発能力を育成することができる。	<input type="checkbox"/> 実務経験を踏まえて修士課程に入学するため、大学院で学ぶ目的意識が高いことが想定される。 切実な教育課題の解決や、課題に対する新たな視点の獲得など、学びたいことがはっきりしている。 <input type="checkbox"/> 4年で一旦教職に就くような制度が可能となる。(期限付き仮の免許状) <input type="checkbox"/> 4年で卒業する道を残せる可能性がある。
	<input checked="" type="checkbox"/> 他大学・他学部出身者に「一貫教育」	<input checked="" type="checkbox"/> 4年で卒業後、修士に入学するまでの年

<b>課題</b>	<p>は不可能(そもそも学部での人材養成の目的が異なっている)。</p> <p>■教育実習校における指導教員に大きな負担となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、一年中の実習である。</li> <li>・学部段階での実習ができなくなり、修士課程で初めて学校現場に出る。</li> </ul>	<p>限に幅を持たせる場合、年度によって入学者の数が変動し、教育に支障が出る。</p> <p>■すでに教員として経験をつんだ者への教育実習ということになると、現行教職大学院で行っているような、課題解決型の高度な実習になる。</p>
-----------	--	---

### 3. カリキュラムモデル(例)

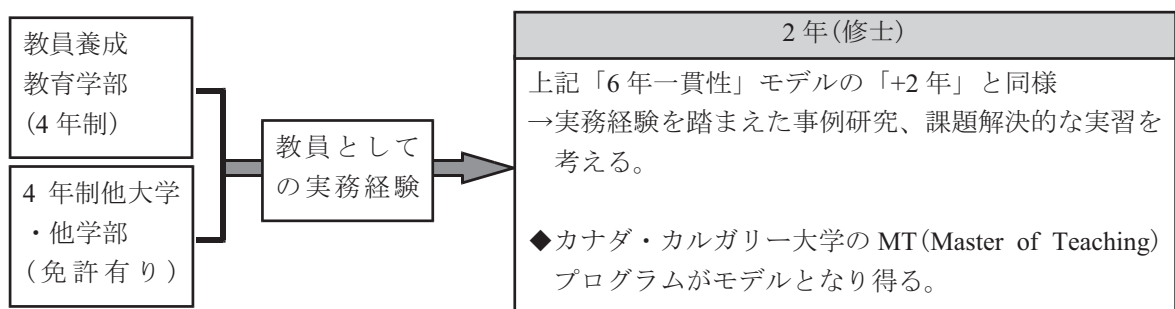
#### (1) 6年一貫制のモデル



※教員志望の他大学出身者に対しては、別のカリキュラムが必要である。

※新制度発足前に教員となった者が大学院での教育を望む場合も想定され、それに対する備えも必要である。

#### (2) 4年+2年制のモデル





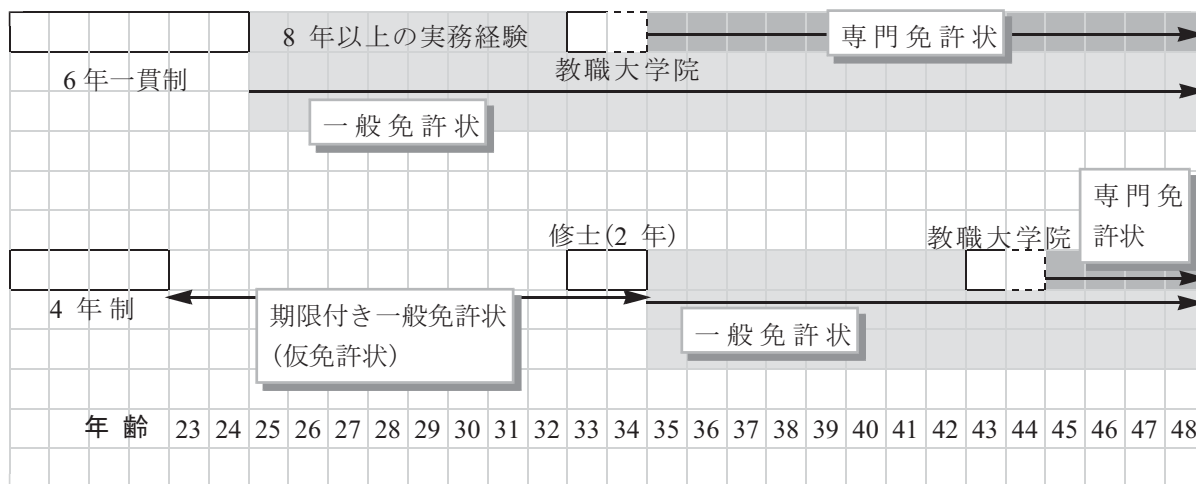
	3年(修士)
4年制他大学 ・他学部 (免許なし)	法定単位を満たすためには3年程度の履修期間が必要 (1年間を基礎教育、残り2年は6年一貫モデルの+2(修士) の部分に沿ったカリキュラムとする)

※制度改正前に卒業した現職教員の場合には、現行教職大学院か、6年一貫モデルの修士課程に入学させる。

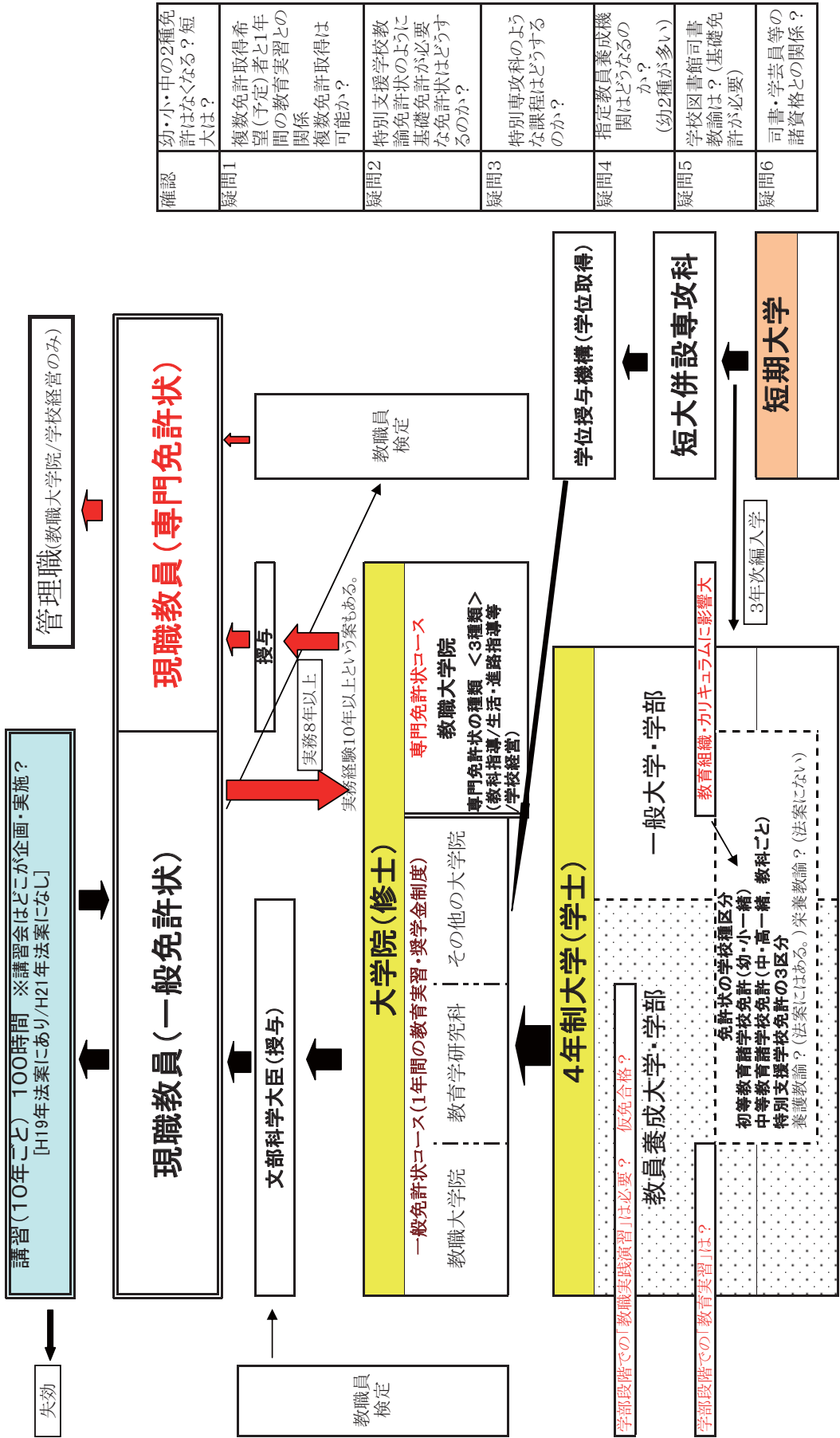
#### 4. 教員養成制度と教員免許の対応

##### ■ 免許制度の問題の本質

教師の高度な専門性の(質的)保証 **certificate** ≠ **license**



## 教員養成6年制(民主党案の検証)



確認	幼・小・中の2種免許はなくなる? 短大は?
疑問1	複数免許取得希望(予定)者と1年間の教育実習との関係 複数免許取得は可能か?
疑問2	特別支援学校教諭免許状のように基礎免許が必要なものか?
疑問3	特別専攻科のような課程はどうするのか?
疑問4	指定教員養成機関はどうなるのか? (幼2種が多い)
疑問5	学校図書館司書教諭は?(基礎免許が必要)
疑問6	司書・学芸員等の諸資格との関係?

新規採用数予測（文科省委託新教育システム開発プログラム「今後の公立小中学校教員供給必要数の予測」調査研究第二次報告—最終報告—）																
小学校	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	平均 (2010 -18)	教員養成 大学学部 入学定員 (全体)	教員養成 大学院修 士入学定 員(全体)	
北海道東北	1348	648	430	333	148	470	370	539	734	1080	1223	1252	683			
関東甲信越	8386	6532	5838	5237	4744	4749	4142	3851	3444	3290	2740	2200	3822			
東海北陸	3013	2471	2077	1908	1726	1836	1845	1684	1732	1762	1496	1373	1707			
近畿	4847	3825	3422	3046	2570	2543	2365	2102	1784	1470	1139	879	1989			
中国四国	1527	1254	1055	999	951	1075	991	1090	1216	1373	1281	1291	1141			
九州	1279	939	767	758	861	934	887	1070	1124	1325	1488	1498	1105			
合計	20400	15669	13589	12281	11607	11607	10600	10336	10034	10300	9367	8493	10514			
<b>中学校</b>																
北海道東北	265	70	379	-123	438	181	423	225	351	192	226	411	258			
関東甲信越	2631	2364	3141	2153	3288	2619	2709	2556	2606	2180	2339	2753	2578			
東海北陸	1096	975	1294	883	1427	1142	1078	758	747	727	811	1045	958			
近畿	1561	1446	2111	1566	2205	1769	1681	1261	1212	962	991	1166	1424			
中国四国	533	393	624	358	681	517	625	535	630	522	568	667	567			
九州	499	166	504	131	629	417	514	481	569	546	735	804	536			
合計	6585	5414	8053	4968	8668	6645	7030	5816	6115	5129	5670	6846	6321			
<b>小・中合計</b>																
北海道東北	1613	718	809	210	586	651	793	764	1085	1272	1449	1663	941	1375	2045	331
関東甲信越	11017	8896	8979	7390	8032	7368	6851	6407	6050	5470	5079	4953	6400	3195	4250	1263
東海北陸	4109	3446	3371	2791	3153	2978	2923	2442	2479	2489	2307	2418	2664	1503	1985	434
近畿	6408	5271	5533	4612	4775	4312	4046	3363	2996	2432	2130	2045	3412	1590	2070	818
中国四国	2060	1647	1679	1357	1632	1592	1616	1625	1846	1895	1849	1958	1708	1030	1380	607
九州	1778	1105	1271	889	1490	1351	1401	1551	1693	1871	2223	2302	1641	1630	2340	374
合計	26985	21083	21642	17249	19668	18252	17630	16152	16149	15429	15037	15339	16767	10323	14070	3827

福島、山形、富山、鳥取、広島の各大学は入っていない

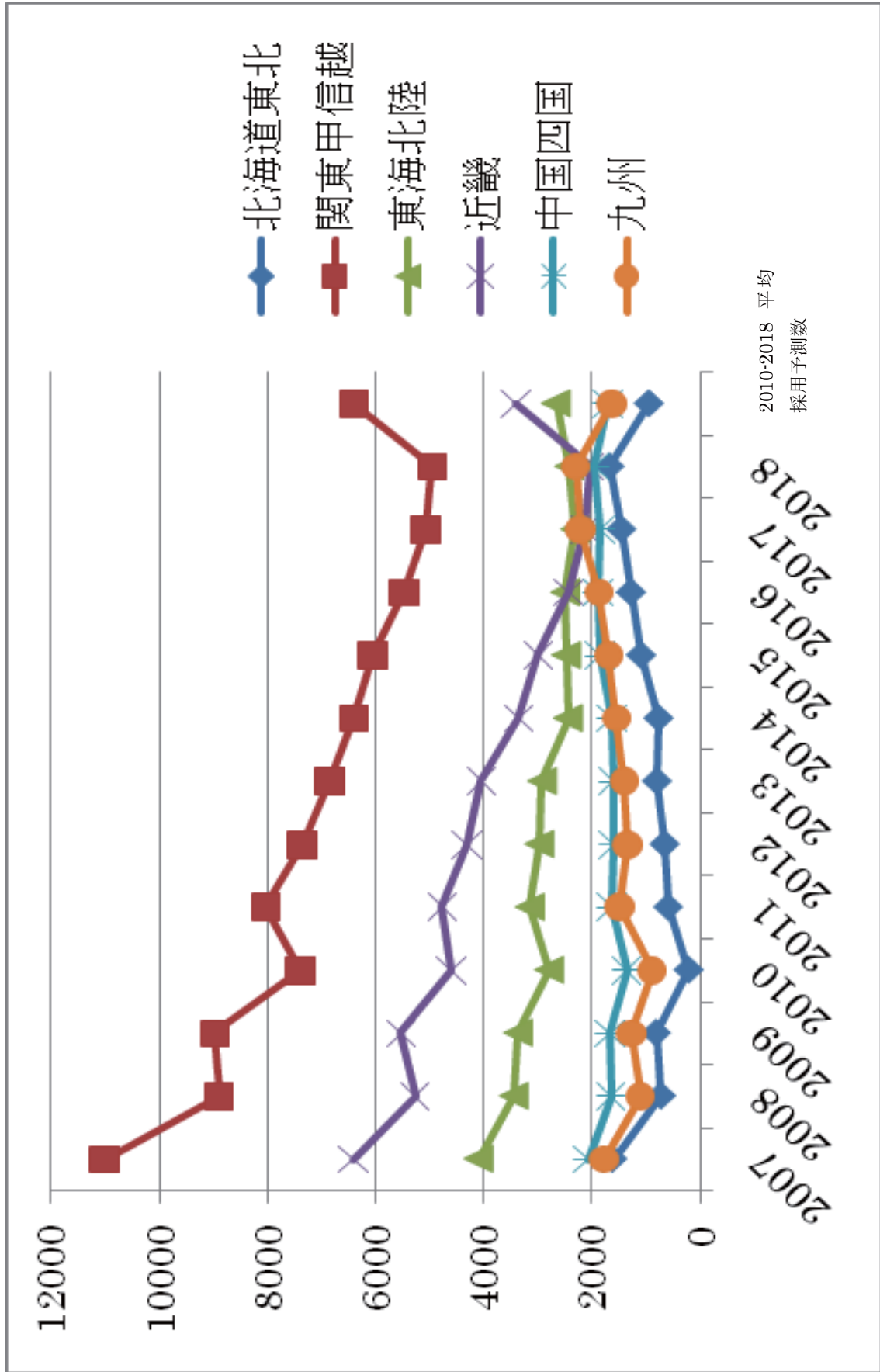
北海道東北：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島  
 関東甲信越：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

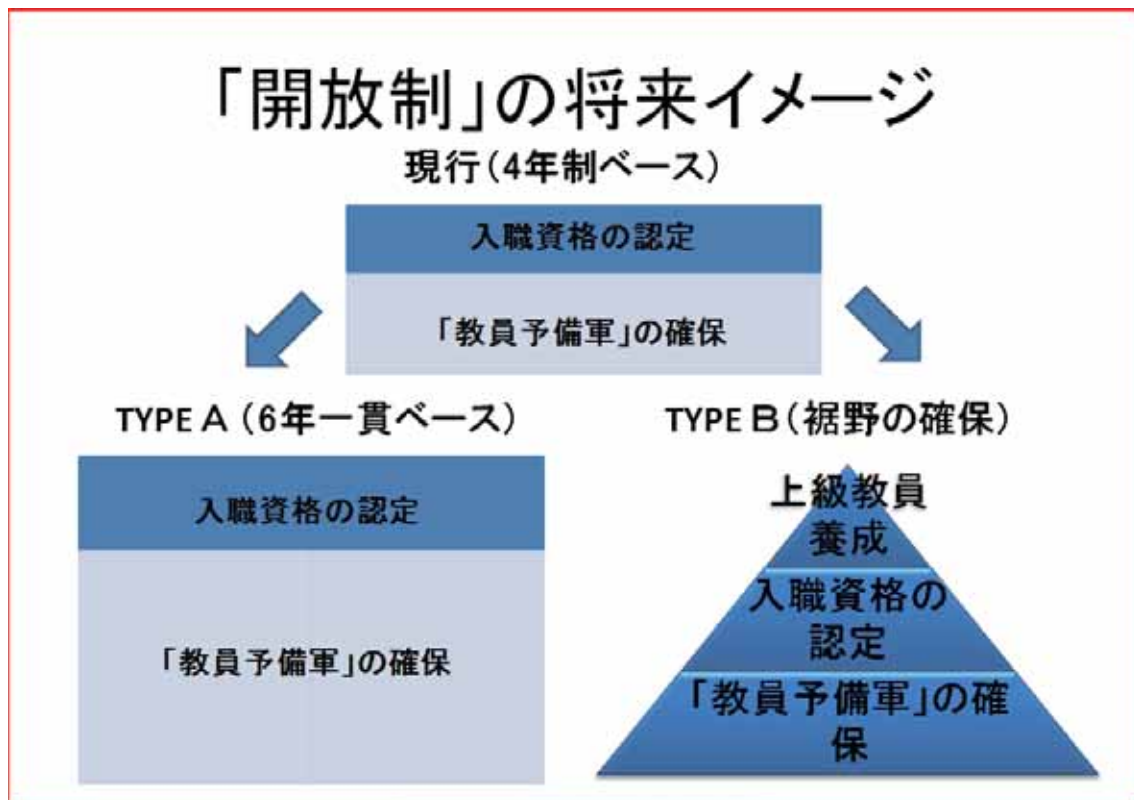
東海北陸：富山、石川、福井、岐阜、奈良、愛知、三重  
 近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国四国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

小学校中学校教員合計予測数





(東京学芸大学 岩田康之)